

事業承継の現場から

特例承継計画書への準備



税理士法人押田会計事務所
代表社員 税理士

押田 吉真氏

税理士、行政書士。1991年押田会計事務所開業後、TKC全国会員として資産税システムの開発に携わる。現在は同全国会システム委員会委員長。「遺産分割と相続発生後の対策」(共著)など著書多数。

4月、特例承継計画の様式が公表されました。記載内容は①先代経営者(特例代表者)と後継者(特例後継者、3人まで可)②特例代表者が有する株式などを特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画③特例後継者が株式などを承継した後5年間(実施時期ごと)の経営計画④認定経営革新等支援機関による所見、指導・助言—となります。

この中でポイントとなるのが4点目の「認定経営革新等支援機関の指導・助言」です。支援機関に相談し指導などを受けながら特例承継計画を作

成しなければなりません。特例事業承継税制を利用して事業承継を考えている経営者は、早めに認定経営革新等支援機関の顧問税理士などに相談してください。

特例承継計画書の提出を準備している企業の例を紹介します。A社は従業員約40人の船舶修理業です。経営者が勤務していた会社を前経営者から引き継ぎ、赤字から立て直し成長させました。

経営者が70歳を超え事業承継を考えるようになったが、社内に後継者となる適当な人材が見当たりにません。悩んだ末に異業種に就職していた

まずは自社株評価を

長男を迎え入れることにしました。長男は入社後に努力を重ね取引先や従業員との信頼を得て、取引拡大に成功しました。後継者の存在が会社の信用を高めたのです。

一方、経営者は体調の不安を感じていたこともあって、中期経営計画を策定し事業承継の方向性を定める—事業の見え方を化にも着手しました。ほぼ同時期に後継者を代表取締役に取り立て、経営者は会長へ就任。複数代表で会長、社長の二人三脚を開始しました。景気の影響で常に順風満帆ではありませんでした。が、堅実経営で会社の業績は伸びました。

しかし、その結果、内部留保が高まったことで自社株の評価も高額となりました。相続税の負担を軽減しなければならなくなり、贈与してきたとはいえ、

それでは気休め程度にしかありません。そこに、今回の特例事業承継税制が創設されたことで税負担の心配を軽減できるよになりました。ただし、税額は軽減しますが相続分の問題は残ります。そのため民法の特例制度を利用して相続時にもめないうような準備しておく注

意が必要です。

特例承継計画を作成する際は、まず現状把握から始めてください。出発点は自社株の評価です。納税猶予を適用するといっても自社株の引き下げは必要です。また税以外の相続対策の準備も必要です。その上で自社の強み弱みをしっかりと分析し、中期経営計画や特例承継計画を策定し同時に自社の磨き上げを進めてください。その際の信頼できるパートナーは、認定経営革新等支援機関である税理士です。